

埼玉県妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業実施要綱

1 事業目的

本事業は、妊産婦等本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

3 対象者

本事業による助成の対象者は、妊婦健診受診時等に本事業実施市町村に住民票があり、以下の（１）から（９）のいずれかに該当する妊産婦等とする。

- （１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦
- （２）医学上の理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦
- （３）住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦
- （４）医学上の理由等により、周産期医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等（当該妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦
- （５）妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね６０分以内にある妊婦であっても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期（概ね妊娠３２週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね６０分以上の移動を要する妊婦
- （６）住所地から最も近い産婦健診の実施が可能な医療機関等まで概ね６０分以上の移動時間を要する産婦
- （７）住所地から最も近い産後ケア事業実施施設まで概ね６０分以上の移動時間を要する母子
- （８）住所地から最も近い乳幼児健診の実施が可能な医療機関等まで概ね６０分以上の移動時間を要する乳幼児及びその保護者
- （９）住所地から最も近い不妊治療実施施設（生殖補助医療管理科又は精巣内精子採取術の届出医療機関に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する夫婦（事実婚含む。以下同じ。）

4 事業内容

以下の（１）から（９）までのいずれかを実施することとする。

- （１） ３（１）に該当する妊婦に対して以下の①及び②を助成する。

① 交通費

当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

② 宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。

なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。

(2) 3 (2) に該当する妊婦に対して、以下の①及び②

① 交通費

当該妊婦の所在地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、6 の①により算出した交通費の助成額を助成する。

② 宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分）について、6 の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。

(3) 3 (3) に該当する妊婦に対して、当該妊婦の所在地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、14回を上限として、6 の①により算出した交通費の助成額を助成する。

(4) 3 (4) に該当する妊婦に対して、当該妊婦の所在地から最も近い周産期母子医療センター等までの移動に要した費用（往復分）について、14回を上限として、6 の①により算出した交通費の助成額を助成する。

(5) 3 (5) に該当する妊婦に対して、当該妊婦の所在地から最も近い分娩予定施設までの移動に要した費用（往復分）について、7回を上限として、6 の①により算出した交通費の助成額を助成する。

(6) 3 (6) に該当する産婦に対して、当該産婦の所在地から最も近い産婦健診の実施が可能な医療機関等までの移動に要した（往復分）について、2回を上限として、6 の③により算出した交通費の助成額を助成する。

(7) 3 (7) に該当する母子に対して、当該母子の所在地から最も近い産後ケア事業実施施設までの移動に要した費用（往復分）について、7回を上限として、6 の③により算出した交通費の助成額を助成する。

(8) 3 (8) に該当する乳幼児及びその保護者に対して、当該乳幼児及びその保護者の住所地から最も近い乳幼児健診の実施が可能な医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、6回を上限として、6 の③により算出した交通費の助成額を助成する。

(9) 3 (9) に該当する夫婦に対して、当該夫婦の所在地から最も近い不妊治療実施施設（生殖補助医療管理科又は精巣内精子採取術の届出医療機関）までの移動に要した費用（往復分）について10回（男性不妊治療は5回）を上限として、6 の③により算出した交通費の助成額を助成（※）する。

※保険適用の対象となる「生殖補助医療」及び「男性不妊治療」を受けた場合を助成の対象とする。

5 概ね60分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね60分以上の移動時間を要する妊婦」とは、3 (1) から (9) までのいずれかに該当する妊産婦等の住所地から最も近い分娩取扱施設等まで、妊産婦等が選択した移動手段（タクシー（出産及び妊婦健診のみ対象）、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊産婦等が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね60分以上を要すると市町村が認める妊産婦等をいうものとする。

6 交通費及び宿泊費の助成額の算出方法

① 出産及び妊婦健診に係る交通費の助成額

交通費の助成額は、3（１）から（５）までのいずれかに該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設等までの公共交通機関・自家用車での移動に要した費用（出産及び妊婦健診のみタクシー使用可）について、実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とする。

② 宿泊費の助成額

3（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設等の近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額（実施主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から一泊当たり2,000円を控除した額とする。

③ 産婦健診等に係る交通費の助成額

3（６）から（９）までのいずれかに該当する産婦等が住所地から最も近い産婦健診等の実施が可能な医療機関等までの公共交通機関・自家用車での移動に要した費用について、実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とし、上限額は別に定める交付要綱のとおりとする。

7 実施方法

（１）助成金の申請は、助成対象者が、住民票がある市町村に対し行う。

（２）市町村が前項の申請を受け付けるに当たっては、「埼玉県妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業助成金申請書（様式第1号（１）～（９）-2）」を用いるものとする。ただし、市町村が別に申請方法等を定める場合はこの限りではない。

（３）市町村は、助成対象者からの申請を審査し、適正と認められるものについて助成の決定を行う。

8 補助金の交付

市町村の本事業の実施に要する経費については、県は別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

9 留意事項

（１）市町村は、妊娠届出時の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊産婦等の把握に努めるとともに、当該妊産婦等に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。

（２）本事業による妊産婦等に対する交通費及び宿泊費の助成については、妊産婦等が住所地に戻ってきた後に精算して助成する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。

なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、当事業の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。